

釜石市公告

釜石市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託について簡易公募型プロポーザルを実施するので、次のとおり公告する。

平成30年4月6日

釜石市長 野田 武則

1 業務概要

(1) 業務名

釜石市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託

(2) 業務内容

別紙『釜石市新庁舎オフィス環境整備支援業務委託仕様書』のとおり。

(3) 業務期間

契約締結日から平成31年3月29日（金）までとする。

(4) 委託金額

本業務に関する費用は、4,293,000円（消費税及び地方消費税を含む。）以内とする。

2 参加要件

本プロポーザルに参加できる者は、次の各号のすべてに該当するものとする。なお、プロポーザルの参加は単体企業とする。

- (1) 平成29・30年度釜石市営建設工事等請負資格者名簿に登録されている者であること。
- (2) 参加表明書の提出期限の日から契約締結の時までの間に、国又は地方公共団体等から指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 平成20年度以降に契約し、国又は地方公共団体が発注する延床面積5,000㎡以上の同種（庁舎）のオフィス環境整備支援業務委託の実績を有していること。
- (4) 配置予定の管理技術者及び担当主任技術者は、提出者の組織に属していること。
- (5) 配置予定の管理技術者及び担当主任技術者は、平成20年4月1日以降において、国又は地方自治体が発注した延床面積3,000㎡以上の同種（庁舎）のオフィス環境整備業務委託の実績を有する者を配置できること
- (6) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項又は第2項の規定に該当しない者であること。
- (7) 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなさ

れていない者（再生手続の決定を受けた者を除く。）であること。

(8) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされていない者（更生手続開始の決定を受けた者を除く。）であること。

(9) 釜石市建設工事等暴力団排除措置要綱（平成14年釜石市告示第124号）の措置要件のいずれかに該当する者でないこと。

3 手続等

(1) 担当課所室 〒026-8686 岩手県釜石市只越町3丁目9番13号
釜石市総務企画部 新市庁舎建設推進室
TEL：0193-22-2111（内線178） FAX：0193-22-2686
電子メール：tyousya@city.kamaishi.iwate.jp

(2) 実施要領の交付

ア 交付期間：平成30年4月6日（金）から平成30年4月17日（火）まで

イ 交付方法：

実施要領は、釜石市ホームページ（<http://www.city.kamaishi.iwate.jp/>）

からの入手を原則とする。また、担当課所室においても希望者には直接交付する。

（直接交付は、午前8時30分から正午まで、及び午後1時から午後5時までとする。

ただし、土曜日、日曜日及び祝日を除く。）

(3) 参加表明書の提出

ア 提出期限：平成30年4月17日（火）午後5時

イ 提出場所：上記3（1）に同じ。

ウ 提出方法：持参（土曜日、日曜日及び祝日を除く日の午前8時30分から午後5時までとする。）又は郵送（受取日時及び配達されたことが証明できる方法とし、提出期限内に必着とする。）

(4) 企画提案書の提出

ア 提出期限：平成30年5月2日（水）午後5時まで

イ 提出場所：上記3（1）に同じ

ウ 提出方法：上記3（3）ウに同じ

4 参加表明書及び企画提案書の審査等

(1) 参加表明書を提出した者のうちから釜石市新庁舎オフィス環境整備支援業務に関する簡易公募型プロポーザル選定委員会（以下「委員会」という。）において書類審査を行い、企画提案書の提出を要請する者の選定を行う。

(2) 企画提案は、委員会において書類及びヒアリングにより審査を行い、その結果に基づいて市長が本件業務における業務請負予定者を特定するものとする。

5 その他

- (1) 企画提案書等の作成、応募、ヒアリングなど、本プロポーザルに要する費用は、全て応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類等は、返却しない。
- (3) 提出された書類に必要な事項がすべて記載されていない場合、必要な条件をすべて満たしていない場合、虚偽の記載をした場合には、失格とする。
- (4) 企画提案書等を受理した後は、加筆、訂正、差し替え等は原則として認めない。